

管理方法類型

対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法その他の情報隔壁を設ける方法（対象グループ会社と他の FGI グループ会社との間で情報隔壁を設ける方法を含む。）

対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法

対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法

対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法

情報を共有する者又は共有する可能性がある者を監視する等による管理の方法

その他の方法

(注) 取引類型中の典型取引例は以下に限られない。又、各個別具体的事案に応じて、上記の管理方法類型を複数組み合わせ対応したり、管理方法類型とは異なる対応をする場合もある。なお、事業統括部が対象取引に関する利益相反管理の方法を指定し、その実施を指示する。

(注) 表中の「FGI」は、フィンテック グローバル株式会社、フィンテックアセットマネジメントならびに FGI キャピタル・パートナーズ株式会社を指す。

	対象取引の類型 / 典型取引例 管理方法	顧客と FGI	顧客と顧客	FGI と FGI の役職員
1	当該取引関係者の情報隔壁の構築と維持を徹底すべき場合	<p>FGI が、同一案件において、顧客に対して相対立し又は競合する複数の立場で関与する取引。</p> <p>(1) FGI が上場会社等のオーナー一族である顧客に各種余資運用の提案を行う一方で、FGI が当該上場会社等のファイナンスを引受ける場合。</p> <p>(2) FGI が M&A 案件の買収側である顧客のアドバイザーとなる一方で、FGI が被買収側の顧客の資産の購入等を行う場合。</p> <p>(3) FGI が GP 就任する LPS が投資する株式について、FGI が買収側のアドバイザーとなる場合。</p> <p>(4) FGI が AM 受託する SPC が保有する不動産を売却する</p>	<p>それぞれ対立関係又は競合関係にある複数の顧客に対し、FGI が同時期にアドバイザーとなり、又は、ファイナンスを提供等する取引。</p> <p>(1) FGI が顧客に有価証券発行に関するアドバイザーとなり、又は当該有価証券の引受けを行う一方で、FGI が他の顧客に当該有価証券の取引を推奨し、他の顧客から当該有価証券に係る注文を受注する場合。</p> <p>(2) FGI が同一の M&A 案件、資産売却案件等の入札において、FGI が入札参加者である複数の顧客に対してアドバイザーとなり、又はファイナンスを提供する場合。</p> <p>(3) M&A 取引において、FGI が売主・買主それぞれとアドバイザー契約を締結する場合。</p>	<p>FGI と FGI の役職員との間で利害が対立し又は競合する取引。</p>

		<p>際に、FGI が買主から鑑定依頼を受ける場合。</p> <p>(5) FGI が売主側の媒介者となる不動産を、FGI が AM 受託する SPC が購入する場合。</p> <p>(6) FGI が AM 受託する SPC が FGI の保有する不動産を買う場合。</p> <p>(7) FGI が GP に就任する LPS が保有する株式を FGI が買う場合。</p>	<p>(4) 不動産の売買取引に関し、FGI が仲介に入りつつ、FGI が一方当事者にアドバイザーやファイナンスを提供する場合。</p>	
2	当該取引の条件又は方法を変更すべき場合	<p>(1) FGI の役職員が、特定の案件について、顧客と対立関係又は競合関係にある者から贈答や遊興を受ける場合。</p>	<p>(1) 同一の M&A 案件等において、FGI が、同時期に、買収側と被買収側双方の顧客のアドバイザーとなる場合。</p>	
3	当該取引を中止すべき場合	<p>(1) FGI が顧客から入手した法人関係情報にもとづいて有価証券の自己勘定取引を行う場合。</p> <p>(2) FGI が発行若しくは組成する有価証券又は自己勘定において保有する有価証券を、FGI が顧客に推奨し販売する一方で、FGI が当該顧客に対してバック・ファイナンスを行う場合。</p> <p>(3) FGI が顧客の役員その他顧客の経営方針の決定に重要な影響を与えることのできる地位を有する者を役職員として擁している場合において、FGI が当該顧客による有価証券の発行等ファイナンスに係る取引に関与する場合。</p>	<p>(1) FGI が、ある顧客に対して、他の顧客の有価証券の発行者の法人関係情報を提供して勧誘する場合。</p>	<p>(1) FGI の役職員が業務上関与している有価証券を取引する場合。</p>
4	当該取引を開示すべき場合	<p>(1) FGI が、FGI に債務を負担する者の発行する有価証券の引受人となる場合に、当該有価証券を他の顧客に販売する場合。</p> <p>(2) FGI が当該顧客の発行する株式、債権等を自己勘定で保有・取得する一方で、FGI が顧客の財務リストラクチャ</p>	<p>(1) 同一の M&A 案件等において、FGI が一方当事者の顧客のアドバイザーとなりながら、FGI が相手方当事者の顧客に対して、アドバイザーとなり、又はファイナンスを提供する場合（融資、株式の引受けを含む）。</p> <p>(2) FGI が過去にアドバイザーやファイナンスを提供し</p>	

		<p>リング又は当該顧客の法的倒産手続においてアドバイザーとなる場合。</p> <p>(3) 同一の M&A 案件、資産売却案件等の入札において、FGI が入札等を検討している顧客のアドバイザーとなる一方で、FGI が当該入札案件に参加する場合。</p> <p>(4) FGI が顧客に対して資金調達や M&A に係るアドバイザー、引受け等を行う一方で、FGI が当該顧客に対する投融資、当該顧客からの資産の購入又は資産の売却その他の取引を行う場合。</p> <p>(5) FGI が投資一任契約を締結し受託する運用財産に FGI が発行若しくは組成する有価証券を組入れる場合。</p> <p>(6) FGI が AM 受託する SPC が保有する不動産について FGI がサブリース事業を行う場合。</p> <p>(7) FGI が AM 受託する SPC が保有する不動産について、FGI が購入者の仲介者となる場合。</p> <p>(8) FGI が AM 受託する SPC が保有する土地上の建物の解体工事を FGI が GP を行う LPS を通じて 100%の株式を保有している会社が請け負う。</p> <p>(9) FGI が投資一任契約を締結し受託する運用財産に FGI がコンサルティング契約等を締結している有価証券等を組み入れる場合。</p>	<p>た（アドバイザーとなった後に辞任した場合も含む）顧客が被買収側となっている同一の敵対的 M&A 案件において、FGI が買収側のアドバイザーとなる場合。</p> <p>(3) FGI が融資、資産の売却又は資産流動化取引等顧客の企業価値に影響を及ぼす取引に関与する一方で、FGI が、被買収側となる当該顧客に係る M&A 案件において、買収側の顧客のアドバイザーとなる場合。</p> <p>(4) FGI が顧客間の契約締結斡旋を行う場合。</p>	
5	監視する等の方法によるべき場合	<p>(1) 顧客の有価証券に係る注文を知らず、FGI が当該有価証券について自己勘定取引を行う場合。</p>	<p>(1) FGI が複数の顧客又はファンドと投資一任契約を締結しているときに、FGI が当該顧客又はファンド間での資産配分（IPO や一括発注において一部出来となった場合の資産配分）を行う権限を有する場合。</p> <p>(2) FGI(FAM)が AM 受託する SPC が保有する不動産を、</p>	<p>(1) FGI の役職員が FGI の顧客である法人の役職員等を兼職する場合。</p>

			他の FGI ファンドが買う	
6	その他の管理をすべき 場合	<p>(1) FGI が破綻可能性のある発行会社の引受けを行ったり、当該発行会社の貸借対照表に著しい影響を与える規模の金額の引受けを行う場合。</p> <p>(2) FGI が自己勘定で大きいポジションを保有している株式・債券を顧客に売却する場合。</p>	(1) FGI が上場会社との間で当該上場会社株式を対象とするデリバティブ取引を行う場合（適時開示規則の要請）。	(1) FGI の役職員がグループ内で兼職をする場合。